

基礎研 レポート

保険分野の金融セクター評価プログラム結果 特に責任準備金評価について

保険研究部門 主任研究員 安井 義浩
(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1——金融セクター評価プログラムとは

国際通貨基金（IMF）が2012年8月に金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program：F S A P）に基づく日本の金融システムに対する評価を発表した。F S A Pは加盟国の金融システムの健全性につき評価を行う仕組みである。この仕組みは1990年代のアジア通貨危機を踏まえ導入され、毎年いくつかの国に対して実施されており、2010年9月に決定された現在のルールでは、金融システム上重要な25か国は5年ごとに評価されることになっている。わが国に対しては2002年に第1回が実施されており、今回（2011年）が第2回となる。

結果を示す報告書はF S S A（Financial System Stability Assessment）と呼ばれ、全体の構成は対象国の金融事情の概況から始まり、金融安定化政策の概要、将来の経済的なリスク要因やその対応能力の評価について記載されている。また、各論として銀行、保険、証券といった各業態ごとに詳細なコメントがなされているのであるが、当レポートにおいてはその中でも保険セクターの評価結果を中心に紹介したい。保険セクターに限ってもなお広範囲にわたる記載なので、さらに絞って、保険会社の健全性に数理的な面で直接関わる責任準備金評価を中心に、最後にリスク管理についてもふれることとしたい。

2——評価基準と評価結果

1 | 報告書全般を通じての状況

まず保険に限らず全般的な評価結果を簡単にみておくと、例えば不良債権の削減や自己資本の充実が進んだこと等により、一言で言えば日本の金融システムは前回2002年に比べ格段に向上しているとの好評価であると言える。もちろん課題や改善すべき事象は挙げられているのだが、金融システム・監督体制全般に問題があるということではなく、全体を通して見れば、各論もしくは技術的な指摘に

留まっているという見方もできるようだ。例えば金融機関による巨額の国債保有から起こる金利急上昇リスクの懸念、低い経済成長率などが挙げられているものの、それ自体は重要な課題であるとしても、金融システムのあり方そのものに直接投げかけられた懸念ではないということである。

2 | 保険分野の評価基準と評価結果

保険セクターについては、保険監督者国際機構（IAIS）が制定している保険コア・プリンシプル（Insurance Core Principle；ICP）に沿って、26項目を評価されている。これは2011年10月に改定されたものであり、日本が新規則の適用となる最初の国となったようである。評価項目は以下にあげる26項目である。

また、評価結果については、26項目それぞれごとに5段階の評価カテゴリーが定められている。

- O（Observed 「遵守されている。」
具体的には、監督者が任務を遂行するための法に精通し十分に機能を発揮している状態）
- LO（Largely Observed 「概ね遵守されている。」
細かい欠点はあるが、問題を引き起こさない程度の状態）
- PO（Partly Observed 「部分的には遵守されている。」
たとえ発展は認めることができても監督者の能力に疑義がある状態）
- NO（Not Observed 「遵守されていない。」本質的に発展がない状態）
- N/A（Not Applicable 「適用外」）

FSSAには評価の概要と勧告が記載されており、別冊として業態ごとにさらに詳細な評価コメント集があり、保険セクターについても詳しい記載がある。以下は項目とその評価結果である。日本に対する今回の評価ではOが12項目、LOが10項目、POが4項目となった。

- ICP1 監督者の目的、権限、責任・・・O
- ICP2 監督者・・・PO
- ICP3 情報交換と秘密保持・・・O
- ICP4 免許・・・O
- ICP5 個人の適確性・・・LO
- ICP6 支配権の変化とポートフォリオ入替・・・O
- ICP7 コーポレートガバナンスリスク・・・LO
- ICP8 リスク管理と内部統制・・・O
- ICP9 監督レビューと報告・・・LO
- ICP10 予防・是正措置・・・LO
- ICP11 執行・・・O
- ICP12 清算 市場からの退場・・・O
- ICP13 再保険 その他のリスク移転・・・LO

ICP14(責任準備金)評価	PO
ICP15 資産運用	O
ICP16 ソルベンシー目的のERM	LO
ICP17 資本充分性	LO
ICP18 仲介人	LO
ICP19 業務行動	O
ICP20 ディスクロージャー	LO
ICP21 保険金詐欺への対抗	O
ICP22 マネーロンダリング対策とテロ対策	O
ICP23 (保険) グループに対する監督	O
ICP24 マクロプルーデンシャルな監視と保険監督	PO
ICP25 監督者の協力と調整	LO
ICP26 危機管理における各国の協力・連携	PO

なお、各項目の評価に先立ち、評価の概要が、Executive Summaryとして以下のように概観されている。

- ・低金利と株価の下落が、保険マーケットに深刻な影響を与えており、それがマーケットの構造や規制に影響を及ぼしてきた。
- ・金融庁は保険規制の枠組みを強化してきており、それにはソルベンシー規制を保険会社と保険持ち株会社に適用することも含まれる。
- ・コーポレートガバナンスは、自主的な監視をさらに強化すべきだが、着実に改善されてきている。
- ・金融庁は、弱点を着実に改善するよう保険会社に要求しており、今後ともそうした指導は必要である。
- ・自然災害に対するエクスポージャーがあることで、日本の保険会社と全体経済に必要な再保険カバーが強化されてきている。
- ・ソルベンシーマージンについては、規制の強化とともに、保険会社のソルベンシーそのものを強化しようとしている最中である。
- ・保険グループに対する監視とマクロプルーデンシャルな問題の取り扱いにつき、基礎固めは順調に進んでおり、更なる強化が望まれる。

3—ICP14 責任準備金評価についての状況

1 | 報告書(FSSA)に記載された評価状況

さて、以上の項目の中から、ここでは具体的に ICP14 責任準備金評価についての評価を紹介し、若干私見を述べることにする。特に ICP14 責任準備金評価については PO という比較的评价の低い 4 項目のひとつとなっており、指摘通りの実態ならば、今後の対応が早急に検討されなければならな

い事象と考えられる。

まず、IAISのICP14に記載されている評価基準をさらに詳しくみると、以下のような要素を監督者として考慮しているかどうかとされている。

ICP14

- 14.1 評価では、資産・負債の認識、認識の中止、測定を決める。
- 14.2 資産・負債の評価は整合的なベースであること
- 14.3 資産・負債の評価は信頼でき、政策決定に有用で、透明な方法で行われていること
- 14.4 資産・負債の評価は経済価値ベースであること
- 14.5 資産・負債の経済価値ベースの評価は、キャッシュフローのリスク調整後現在価値を反映したものであること
- 14.6 責任準備金やその他の負債は保険会社自身の信用状態を反映させていないこと
- 14.7 責任準備金は、最良推計とリスクマージンから成っていること
- 14.8 最良推計は、偏りのない現在の前提を使用した、すべての保険契約から引き起こされるキャッシュフローの期待現在価値を反映していること
- 14.9 現在推計に上乗せするマージン (the margin over current estimate:MOCE) は、すべての保険契約、全保険期間から引き起こされる将来キャッシュフローの、不確実性を反映していること
- 14.10 責任準備金の評価は金銭の時間価値を考慮していること。監督者は責任準備金の割引に使用する適切な金利を決定する基準を定めていること
- 14.11 監督者は、責任準備金の評価に際し、組み込まれているオプションと保証を適切に考慮するよう要求していること

これに基づいた、日本の責任準備金制度の評価のFSSAの該当箇所は以下の通りとなっている。

【コメント】

ソルベンシー評価は資産と負債の透明な経済的評価に基づくべきである。また全期間にわたる将来キャッシュフローを考慮するべきである。しかし、保険負債を評価する現在の方法はこの条件をみたしていない(基準 14.8 14.9 参照)。負債は全部が評価されていないようなリスクを作り出している。保守的な前提を用いた償却原価法的な評価とキャッシュフローテストに基づく追加準備金の組み合わせでは、理解が難しい。全期間を通じた将来キャッシュフローは初期の負債評価には反映されているものの、初期状態はその後の十分性をテストするのに必ずしも必要ではないし、今後10年間のキャッシュフローしか、考慮するよう要求されていない。逆ザヤがあることを考慮すると、キャッシュフローテストによる方法は、オプションと保証の明示的な評価が欠如していることと同様に、負債が過小評価される可能性がある。

監督者は現在、より経済価値ベースに近い準備金評価について検討しているところである。さらに、

保険負債を算出する際に組み込まれているオプションと保証のコストを反映すべく検討中である。

【勧告】

監督者は、直近の経験と将来の予想をすべて取り入れた準備金評価方法に改めるべきである。

【詳細】

資産と負債の評価方法は、保険負債評価を除き、GAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）である。保険負債の評価方法は保険業法に基づいており、これもGAAPの一部として認識されている。これらの方法により、認識と認識の中止、資産と負債の測定が行われる。保険負債は保険者が契約者との義務を引受けた時に認識される。

資産と負債はGAAPの元で整合的に評価されている。たとえば

- ・ 長期保険負債は、契約が締結されたときの利率をもとに評価される。これに対応する資産は償却原価法で評価することが認められている。
- ・ 短期保険負債は、未経過保険料と支払備金をもとに評価される。対応する資産は市場価格で評価される。

デリバティブはさまざまな方法で評価されるがこれは金融庁のオンサイトな監視をうけている。投資用不動産の市場価格は毎年公表するよう要求されている。株式、債券、貸付金、金といったいくつかの資産の種類に応じて価格変動準備金が存在する。

長期保険負債は、保険契約が締結されたときに決まる金利・死亡率といった前提のもとに評価される。計算前提は、そのときの最良評価よりも保守的な水準が設定される。保険契約全期間の将来キャッシュフローはこれらの計算前提により割引いて決められる。従って、責任準備金は暗にリスクマージンを含むよう意図されている。初期時点の測定のと、積み立てられた責任準備金の充分性は毎年テストされる。特に次の10年（最低10年。実際には多くの保険会社が全期間を対象としている。）のキャッシュフローは保守的なシナリオを用いて評価され、積み立てられた責任準備金が将来の保険金支払いに対して十分かどうか判定される。このテストは保険商品、契約年齢、期間といったセルに応じてなされ、個々に欠損金があってもほかのセルの剰余金によって埋めることができる。このテストによって分析期間の最初の5年で技術的準備金が不十分であると示されれば、負債として不足がすぐに認定される。その次の5年（以降）の不充分性ではすぐには不足とは認定されないが、金融庁は保険会社に追加準備金を自発的に積むよう勧告する。この制度によると、保険会社は少なくとも5年間、支払義務に応じた技術的準備金を保有するよう要求されていることになる。ソルベンシー規制の下では、不充分性を認識するに至った全契約が消滅するまで追加準備金を取崩すことは認められない。

火災保険を除く短期保険契約においては、未経過保険料が未発生保険金をカバーするテストや、不十分な場合の追加準備金については、あからさまには要求されていない。もし未経過保険料が不十分だったときには、将来の損失は通常、異常危険準備金でカバーされる。これは前年までの利益から積

み立てられたものである。

資産と負債の評価は、おおむね償却原価法により、経済価値的に評価されている。短期保険負債については、デュレーションが長期にわたる保険金支払を除いては、割引キャッシュフローに基づいてはいない。保険会社は、毎評価日において、割引利率と市場金利を比較するよう要求されている。比較の結果、日本の保険業法に定められた条件をみたせば、新契約に適用される割引利率は変更されなくてはならない。

これに加え、第三分野商品（主に、傷害、疾病）の技術的準備金は、ストレステストに拠っている。これらの商品の技術的準備金は 97.7%以上の信頼水準で、リスクをカバーするよう期待されている。また、信頼水準 97.7%と 99%の間の水準は異常危険準備金でカバーできるよう設計されている。

責任準備金やその他の負債は、保険会社自身の信用状態を反映させていない。

責任準備金の評価は、最良推計+明白なマージンに基づいてはいない。その代わりに、保守的に定められた計算前提に基づいている。例えば、死亡率、事故率は日本アクチュアリー会が決めたレート表が用いられ、これは、97.7%の信頼水準に調整されたものである。

株式オプション的な評価方法は変額年金の最低保証に対する追加準備金やソルベンシーマージンを決めるのに使われている。金融庁は、現在は保守的な計算前提でカバーされているような他のオプションや保証にも、そうした方法を広げるかどうかにつき検討している。（原文訳ここまで）

2 | 評価状況を見て(私見含む)

従来、国際的な金融システムの枠組みは欧州・米国を中心に作られ、評価も欧米の視点が中心である。その中で、欧米を参考にしてきたとはいえ日本独特の制度が肯定的に受け入れられるかという懸念もあったと思われるが、今回の評価結果を見ると、そうした欧米視点で見ても日本の保険制度・監督というものが基本的には高い評価を受けていると見てよいのではないかと考えられる。上にあげた責任準備金等の評価に関しても、比較的テクニカルな領域に属するものと言える。気になるところをいくつか上げてみる。

- ① IMF の事実認識について、部分的には「追加責任準備金は全対象契約が消滅するまで取崩しは認められない」などの誤解もある。（実際は保険計理人の確認を経て、取崩せる。）しかし全般的には日本特有の制度も充分考慮されている。たとえば価格変動準備金の存在、損害保険会社の異常危険準備金の役割、また第三分野の責任準備金に対するストレステストなどである。こうした点で大きくは日本の制度に対して肯定的評価がなされていると考えられる。

②日本の責任準備金は「経済価値ベースの評価になっている」と結論されているが、少し苦しい（甘い？）評価のように思われる。この点についてはICP14の規定からみると問題はない。その中で経済価値的と認められる評価手法の一つとして「償却原価+減損処理」も認められている。責任準備金に関しては、保守的な前提による算出+追加責任準備金という算出がなされていることから、経済価値的との評価になったのであろう。

もともと現在の日本の制度は、経済価値ベースを指向したものではないので、そもそもICPの評価基準にそぐわないのであるが、追加責任準備金まで考慮した全体の積立水準は、ほぼ遜色ないものに出来上がっているとの評価であると考えられる。この点に関しては、今後経済価値的な考え方を一部取り入れる検討もありうるが、現状ではまず日本の制度に対する理解を得るために、国際的に受け入れられやすい説明を行うことが必要であろう。

③評価結果にあるところの「将来10年しかみていない」という理由は誤解ないしは説明不足に基づくものと考えられる。保険計理人の確認の中で定められている手法によれば、今後10年の決算時点の資産と責任準備金を予想・比較し、その中でさらに半分の期間の5年後の状態を見て、保険計理人が不足と判断すれば、別途追加責任準備金の積立てを必要とする、とされている。しかし、決算時点をみているのだから、個々の契約については「全保険期間の」将来キャッシュフローに基づく計算となっているはずである。

その意味で、今の日本のやり方でも責任準備金の充分性を確認することはできると考えられる。とはいえ、数十年にわたるキャッシュフローとそれを現在価値に割り戻す金利構造を明示的に取り扱っているわけでもなく、このことがPOという評価につながっていると思われるので、これも前項同様、国際的にも理解されるよう、今後、IMF（または米国、欧州の専門家の）への有効な説明が必要と考えられる。

このように、日本の保険会社の監督全体としては、現在の制度に対するIMFの正しい理解を得て評価をしてもらう部分もあれば、あるいは部分的には勧告通り制度改善に向かう部分もあろう。現在、特に経済価値ベースのソルベンシー評価（端的にいえば、現在検討されているEUのソルベンシーIIと同様の厳格な評価）を日本の保険会社にも導入する方向での議論や技術的な部分の検討が進められている。その中での責任準備金評価の検討においては、ICPにあるように、経済価値ベースとは具体的にどのような条件を具備した基準で、具体的に金利、事故発生率などの基礎率をどう定めるべきか、また保証とオプションのコストをどう反映すべきかなどにつき、検討されている最中であると聞いている。次回2016年のFSAPまでには、さらにICPに沿う進展が見られるものと期待される。

もっとも、EUでもソルベンシーIIの検討は遅れており、またIFRSの日本での適用も結論が出ない状況にある中では、時期・内容について不透明な要素はある。

4—おわりに ERM、資本充分性について

責任準備金の評価については、保険会社の健全性の根幹にあるにもかかわらず、FS SAではPO

という比較的低い評価であったということで、今回のレポートでは責任準備金評価を中心に紹介してきたが、最後にERM、資本充分性についても簡単に紹介しておく。これらの評価はLOである。

ERMについては、これ自体が発展途上の技術であること、日本でもいくつかの保険会社は先進的な仕組みをすでに持っていること、監督としてはそうした技術革新が進むよう援助すべきであることなどが記載されている。

資本充分性に関しては、ソルベンシーマージン比率について記載されている。ここ10年ほどの間に200%を割った会社はないこと、ただし破綻した会社でも200%をクリアしていたことから、評価コメントでは、さらに「ハイレベルな」評価基準が検討されるべきではないかということになっている。

これに関しては、日本でも独自にマージン算入・リスク算出の厳格化（2011年度）がなされたところでもあり、さらに将来的には、先に触れたとおり、経済価値ベースの評価についても検討が進められている。

FSAPに対応しさえすればいいというものでもなく、日本の保険監督として、あるいは個々の会社のリスク管理の高度化として、こうした分野は自ら発展させていく必要があるものであり、今後の規制の動向、新しいリスク管理手法の発展状況につき、今後とも調査・報告をしていく予定である。

なお、IMFによる金融セクター評価プログラムの評価結果については以下を参照した。

（全般）

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2012/cr12210.pdf>

（保険分野の詳細）

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2012/cr12228.pdf>